

# 境界問題解決支援センター滋賀運営規程

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 組織（第3条～第7条）
- 第3章 問題解決手続（第8条～第23条）
- 第4章 情報の取り扱い（第24条～第27条）
- 第5章 その他（第28条～第30条）

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、境界問題解決支援センター滋賀規則（以下「センター規則」という。）第80条に基づき、センターの運営及び問題解決手続に関し必要な事項を定める。

### （用語）

第2条 この規程において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、センター規則において使用する用語の例による。

## 第2章 組織

### 第1節 運営委員会

#### （運営委員会の開催）

第3条 運営委員会の開催は、毎月第2火曜日を原則とする。

2 センター長は、前項によるほか、必要に応じて、適宜運営委員会を招集することができる。

#### （議事録）

第4条 運営委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録については、センターに保管するほか、本会理事会にその概要を提出しなければならない。

### 第2節 事務局

#### （事務局の執務）

第5条 事務局は、次の事項をつかさどる。

事務所及び備品の管理

問題解決手続の事務

運営委員会の事務

文書の收受、発送、管理及び廃棄に関する事項

経理に関する事務

その他センターの運営に関し必要な事務

#### （備え付け書類等）

第6条 センターは事務局に、センターの運営に必要な書類として運営委員会で定めるものを備えなければならない。

2 前項の書類の様式の制定及び変更は、運営委員会で定めるところによる。

#### （受付）

第7条 センターの受付時間は、毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から1月3日まで及び本会の総会の開催日等で本会が特に定める日を除く。

### 第3章 問題解決手続

#### 第1節 総則

（本人確認）

第8条 センター規則第35条の身分を証する書面は、次のものとする。

当事者が自然人の場合

- ア 運転免許証
- イ パスポート
- ウ 写真付き住民基本台帳カード
- エ 身体障害者手帳
- オ 外国人登録証
- カ 健康保険証
- キ 年金手帳
- ク 信頼に足る公私の団体が発行する身分証明書等

当事者が法人の場合

- ア 登記事項証明書
- イ 印鑑登録証明書
- ウ 担当者の名刺

（本人確認記録の作成）

第9条 センターは、本人確認を行った場合、本人確認記録を作成しなければならない。

2 前項の本人確認記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 当事者又は代理人の氏名及び住所
- 確認に用いた書類
- 確認した担当者の氏名及び確認年月日
- その他参考となる事項

（相手方への確認）

第10条 センター規則第48条第1項の通知には、同項で定める書面のほか、センター規則第44条第1項各号の事項を記載した書面を同封する。

2 センター規則第49条の回答書には、当該通知の到達後10日以内に返信を求める旨を記載するものとする。

4 相手方の応諾の意思の確認は、回答書によるほかファクシミリ、電話及び面談等で行う。

5 相手方の応諾の意思を電話で確認した場合は、応対した者の氏名を確認し、面談により口頭で確認した場合は、確認した事実及び年月日を記録するものとする。

（申立ての取下等）

第11条 センター規則第59条において、書面により契約解除を申出る場合には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 当事者の氏名又は名称及び住所
- 紛争の対象となる土地の所在
- 契約の解除を申し出る理由

#### 第2節 関連手続

（基本調査）

第12条 基本調査とは、登記簿・地図等、問題解決手続において基礎となる資料を調査することを

いう。

2 基本調査における調査の対象となる資料及びその他必要な事項については、運営委員会で定める。

(調査・測量)

第13条 調査・測量とは、問題解決手続に際し必要な現地の踏査及び現地の測量、図面の作成、もしくは重要資料を収集調査することをいう。

2 前項における重要資料の収集調査については、相談委員会及び調停委員会においてその必要性を判断する。

3 調査・測量に関する必要な事項については、運営委員会で定める。

(調査・測量費用の見積)

第14条 センターは、調査・測量費用について、事前に積算基準及び概算見積を当事者に提示し、当該費用に関してあらかじめ承諾を求めなければならない。

2 センターは、調査・測量の作業の着手後において、別途費用が発生すると見込まれる場合は、前項の規定を準用する。

(調査・測量費用の予納)

第15条 当事者は、前条で承諾した見積金額を予納しなければならない。

2 複数の当事者で作業依頼をしたときは、予納額の負担割合について、当事者間でこれを協議し決定する。

(調査・測量作業の実施)

第16条 前条の予納を確認した後、委嘱された調査・測量実施員(以下「担当調査・測量実施員」という。)は、遅滞なく作業に着手しなければならない。

2 担当調査・測量実施員は、委嘱された作業に着手するときは、センター長に対し、作業着手の報告をしなければならない。

3 センター長は、必要に応じて、担当調査・測量実施員に対し、作業の進捗状況に関する報告を求めることができる。

(作業の中止又は中断)

第17条 担当調査・測量実施員は、委嘱された作業の実施を妨げる事由が発生した場合には、遅滞なく、センター長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けたときは、センター長は、担当相談委員又は担当調停委員及び当該手続の実施員と協議の上必要な措置をとる。

(作業の完了と報告)

第18条 担当調査・測量実施員は、委嘱された作業を完了したときは、遅滞なくセンター長に対し、作業完了の報告をしなければならない。

(成果の提出)

第19条 担当調査・測量実施員は、委嘱された作業を完了したときは、速やかに、委嘱された作業の成果を、センターに提出しなければならない。

2 センターは、前項の成果を受領したときは、作業依頼をした当事者に対して、これを交付しなければならない。

3 第1項の成果が提出されたときは、当該手続の担当相談委員又は担当調停委員は、当該成果を確認しなければならない。

(手続における報告・説明)

第20条 担当調査・測量実施員は、当事者の依頼に基づき、相談委員会及び調停委員会から要請されたときは、それぞれの手続期日に出席し、当該作業及び成果についての説明又は報告を

しなければならない。

(境界鑑定)

第21条 境界鑑定の実施については、相談委員会又は調停委員会において、その必要性を判断する。

2 境界鑑定に関する必要な事項については、運営委員会で定める。

(調査・測量に関する定め)の準用)

第22条 境界鑑定の実施及び終了については、第15条ないし第20条の規定を準用する。

### 第3節 その他の手続

(その他の手続)

第23条 相談委員会及び調停委員会は、関連手続以外の措置を講じる必要が生じた場合には、センター長に適宜の処理を依頼する。

2 前項の処理を依頼する場合には、当事者の承諾を得るものとする。

3 センター長は、依頼に基づく処理を行える者もしくは機関を指名し、その処理を委嘱する。ただし、センター長が依頼に基づく処理を行うことが相当でないと認める場合は、この限りでない。

4 センター規則第24条第1項各号に定める事由に該当する者は、当該処理手続の実施員となることできない。

5 前項の手続に際して必要な事項は、運営委員会で定める。

## 第4章 情報の取り扱い

(守秘義務)

第24条 運営委員、手続実施者、推進委員、関連手続実施員及び本会の役員並びに事務局員は、センターに係る秘密を保持する旨の誓約書をセンターに提出しなければならない。

2 運営委員、手続実施者、その他関係者及び本会の役員並びに事務局員は、前項の誓約書に基づき、センターで知り得たいかなる情報も第三者に提供してはならない。また、退職時には別途書面を取り交わし、退職後においても第三者へ提供してはならない。

(秘密の保持の例外)

第25条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、秘密を開示することができる。

関係当事者の氏名及び事件の具体的内容を特定しないでセンターの事業に関する研究・研修の目的で利用する場合

当事者双方から開示することの同意を得た場合

(手続実施記録)

第26条 センターは、調停手続について、センター規則第66条の規定に基づき、処理された事実ごとに、次に掲げる事項を記録した手続実施記録を作成する。

申立人から調停を実施する依頼を受け、契約を締結した年月日

当事者及びその代理人、補佐人、利害関係人等の参加者の氏名又は名称

担当調停委員の氏名

調停において請求があった年月日及び当該請求の内容

調停の実施の経緯

当事者から提出された資料及び関連手続を行ったときは、その結果の資料

調停の結果(調停の終了の理由及びその年月日を含む。)

手続の結果和解が成立したときは、その和解の内容

センター規則第48条第4項に規定する申立ての相手方が調停に応ずる旨の意思を表示した日

2 前項の手続実施記録には、期日調書及び相談期日調書を合綴して作成するものとする。

(資料の返還)

第27条 センターは、当事者から提出された資料について、保存用にその写しを作成し、原本は当事者に返還する。

## 第5章 その他

(掲示及び公開)

第28条 センターは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)第11条第2項の規定により、認証解決事業者である旨並びに認証解決手続の業務の内容及びその実施の方法に係る事項について、見やすいように事務所に書面で掲示し、掲示事項を記載した書面を事務所の窓口に備え置くものとする。

(不当な影響の排除に関する誓約書)

第29条 本会の役員は、相談、調停及び基本調査、調査・測量又は境界鑑定の実施に当たり、センター規則第31条第1項の規定を遵守する旨の誓約書をセンターに提出しなければならない。

2 相談委員、調停委員及び関連手続実施員等は、相談、調停及び基本調査、調査・測量又は境界鑑定の実施に当たり、センター規則第31条第2項の規定を遵守する旨の誓約書をセンターに提出しなければならない。

(規程の改廃)

第30条 本規程の改廃は、運営委員会の決議をもとに弁護士会との協議を経て、本会の理事会の決議により行う。

附則

(施行期日)

本規程は、平成18年8月1日に本会臨時総会で変更された本会会則が土地家屋調査士法第49条の法務大臣の認可を受けた日から施行する。

附則(平成20年4月9日本会理事会決議)

(施行期日)

本規程は、平成20年4月9日から施行する。

附則(平成21年3月25日本会理事会決議)

(施行期日)

本規程は、平成21年3月25日から施行する。